



JASDAQ

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ク ル ー ズ 株 式 会 社  
(コード番号 2138 : 東証 JASDAQ スタンダード)  
所 在 地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー  
代 表 者 代表取締役社長 小 淵 宏 二  
問 合 せ 先 経営戦略本部担当執行役員 稲 垣 佑 介  
電 話 番 号 (03) 5786-7080

## 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行すること、及び、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 15 回定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更その他の定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 15 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行することといたします。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

①コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、改正会社法といいます。)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約に関する規定の一部変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

③その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以上



(別紙)

現行定款	変更案
<p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li><u>4. 会計監査人</u></li></ol> <p>第19条（員数） 当社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第20条（取締役の選任及び解任） （1）取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>（2）取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（3）取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>（4）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li><li>（削除）</li><li><u>3. 会計監査人</u></li></ol> <p>第19条（員数） <u>（1）当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。</u> <u>（2）当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条（取締役の選任及び解任） （1）取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>（2）法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p><u>（3）前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（4）取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>（5）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>



<p>第 21 条（取締役の任期）</p> <p>（1）取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>（2）増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>（1）取締役会は、その決議によって代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>（2）（条文省略）</p> <p>（3）代表取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>（4）（条文省略）</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>（1）取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役、及び各監査役に対して発す</p>	<p>第 21 条（取締役の任期）</p> <p>（1）取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（削 除）</p> <p><u>（2）監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>（3）任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>（1）取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>（2）（現行どおり）</p> <p>（3）代表取締役社長のほか、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>（4）（現行どおり）</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>（1）取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急</p>
---	---



<p>る。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>前条のほか、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができる者に限る) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき <u>(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く)</u> は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 27 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 29 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という) は、株主総会の決議</p>	<p>の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>前条のほか、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができる者に限る) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 27 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という) は、<u>監査等委員であ</u></p>
---	--



によって定める。	る取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第 30 条 (取締役の責任免除) (1) (条文省略) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第 31 条 (取締役の責任免除) (1) (現行どおり) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> 第 31 条 (員 数) <u>当社の監査役は 3 名以内とする。</u>	(削 除) (削 除)
第 32 条 (監査役を選任) <u>(1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
第 33 条 (監査役の任期) <u>(1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
第 34 条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u>	(削 除)
第 35 条 (報酬等)	(削 除)



<p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>第 36 条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 37 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 38 条 (監査役の責任免除)</u> <u>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
	<p><u>第 33 条 (監査等委員会の招集)</u> <u>(1) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、</u></p>



JASDAQ

<p>(新 設)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人 第 39 条及び第 40 条 (条文省略)</p> <p>第 41 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>第 34 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会 計 監 査 人 第 35 条及び第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 37 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p>
---	--

以上